

生徒心得

I 登校・下校について

1. 登校時刻

予鈴 8 : 30、教室点呼・ST 8 : 35、授業 8 : 50 ~ 15 : 10

2. 下校時刻

(1) 4月～10月

平常時＝活動終了 17 : 30、完全下校 18 : 00

午前中授業＝活動終了 16 : 30、完全下校 17 : 00

(2) 11月～3月

平常時＝活動終了 17 : 00、完全下校 17 : 30

午前中授業＝活動終了 15 : 30、完全下校 16 : 00

3. 通学に関して

- (1) 欠席・遅刻・早退の予定は、生徒手帳「連絡および諸届」欄を利用して、予め届け出る。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退しなければならない場合は、当日の朝 8 : 10 ~ 8 : 30 に電話で保護者から学校に連絡する。
- (3) 遅刻が多い生徒は遅刻回数に応じて「ゆとり早朝登校」「業後作業」などの指導を受ける。
- (4) やむを得ず早退しなければならない場合は、HR 担任等の許可を得て、「早退承認書」をもって下校する。
- (5) 通学には徒歩・自転車・公共交通機関を利用し、自動車、自動二輪車、原動機付自転車などによる登校や送迎を禁止する。
- (6) 自転車による通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を提出しなければならない。また、自転車乗車時は安全確保の観点からヘルメット着用を励行する。

4. 学校感染症について

学校感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱等）にり患した場合は、ただちに学校に報告する。

II 暴風警報頭等発令時について

「名古屋市」（または「愛知県西部」「尾張東部」）に「暴風警報」「暴風雪警報」または「特別警報」が発令された場合

若宮商業を含む学区（「南天白中学区」または「野並小学区」）に「避難指示」が発令された場合

1. 午前6時までに、警報等が解除されないときは午前の授業は中止する。
生徒は自宅で待機し気象情報に注意する。

2. 午前6時から午前11時までに、警報等が解除されたときは午後の授業を行う。
3. 午前11時を過ぎても、警報等が解除されないときは午後の授業も中止する。
(注) 上記の区域に発令されていない場合でも、居住地域及び通学経路に発令されているときは、当該生徒のみ上記に従って自宅待機をする。

Ⅲ 南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時について

1. 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された時の対応
 - (1) 在校時
 - ア 学校から情報を得ること。状況によっては、学校の指示で安全な場所に避難する。
 - イ 状況によっては、学校の指示で下校する。安全に帰宅できない場合は、保護者の迎え等で帰宅が可能になるまで、校内の安全な場所で待機する。その際も学校の指示に従うこと。
 - (2) 登校途中
原則としてそのまま登校する。登校後は（1）に準ずる。
 - (3) 下校途中
原則としてそのまま下校する。下校後は、（4）に準ずる。
 - (4) 在宅時
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報発表後は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、地震への備えを再確認する。
 - イ 特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。
2. その後の注意事項
マスコミ等の情報や市役所、区役所からの知らせ（避難指示等）に注意する。

Ⅳ 学校生活について

1. 制服など
 - (1) 1型冬服
本校指定の「①（左前）シングルブレザー」「長袖シャツ」「冬①スラックス（チャコールグレー）」を着用する。本校指定の「カーディガン」「セーター」を上着の下に着用してもよい。
 - (2) 1型夏服
本校指定の「半袖または長袖シャツ」「夏①スラックス」を着用する。
 - (3) 2型冬服
本校指定の「②（右前）シングルブレザー」「長袖丸衿ブラウス」「冬チェック柄スカート（18襷で裾に若宮マークの入ったもの）」「前割ベスト」を着用する。本校指定の「カーディガン」「セーター」を上着の下に着用してもよい。
 - (4) 2型夏服

本校指定の「半袖または長袖丸衿ブラウス」「夏チェック柄スカート（18襞で裾に若宮マークの入ったもの）」「前割ベスト」を着用する。

(5) スカート

裾に、濃紺の若宮マークがはいっている。将来の進路上、適切な丈のスカートを着用する。スカートを切断または加工した場合は、買い直して頂きます。

(6) その他

スカート以外に本校指定の「チェック柄キュロット（スカートと同柄）」「②スラックス（チャコールグレー）」を購入し着用してもよい。

(7) 登下校中は指定の制服を正しく着用していなければならない。また、毛染め・パーマ・装身具・化粧などを禁止する。

(8) 特別な事情があって指定する制服を着用できない場合は、「異装届」を提出する。

(9) 登下校における防寒着（コート等）は華美でなく前開きのものを着用する。

(10) 校内では本校指定のスリッパを用いる。ベルト・通学用鞆・靴は指定しないが、学習の場にふさわしい色やデザインのものを利用する。

(11) 靴下は、華美でないものを着用する。ストッキングは、ベージュまたは黒色とする。

(12) 学校内の活動に必要なない物を携行することを禁止する。

せいしん はつらつ さっそう
清新・澆刺・颯爽



2. 貴重品の管理

- (1) 現金・定期券などの貴重品は、持ち歩くか個人ロッカーを利用して各自で施錠するなど、自己管理を原則とする。
- (2) 授業などで教室を移動するときは、学級で決められた係が教室を施錠する。
- (3) 部活動中は、部室を施錠しておく。

3. アルバイト

- (1) アルバイトをすることは、学校としては推奨しない。
- (2) やむを得ない事情でアルバイトを必要とする生徒は、指定の「アルバイト届」を生徒指導部に提出する。
- (3) 酒類を扱う飲食店でのアルバイトは禁止する。

4. 自動車等の運転免許

- (1) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車などの運転免許を取得することを禁止する。
- (2) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車などの購入・運転・同乗を禁止する。
- (3) 本校卒業後運転免許が必要であり自動車学校への入学を希望する生徒は、3年生の第2学期中間考査以後に「自動車学校通学許可願い」を生徒指導部に提出する。

5. 問題行動の指導

暴力、暴言、飲酒、喫煙、窃盗、交通違反、考査時の不正行為、器物破損、その他の不良行為や迷惑行為などに対しては、適切に指導する。